

YouTuber を活用したソーシャルコマース事業

委託者選定プロポーザル実施要領

1. 目的

この要領は、公益財団法人にいがた産業創造機構（以下 NICO）が実施する YouTuber を活用したソーシャルコマース事業の委託先を選定するための公募型プロポーザルに関して必要な事を定めることを目的とする。

2. 業務の概要

【業務名】 YouTuber を活用したソーシャルコマース事業

【業務内容】 別紙企画提案仕様書による

【見積限度額】 1,500,000円（税込）

3. 参加資格

以下に掲げる要件を全て満たすものであること。

- (1) YouTube を活用したプロモーションに関して経験、知識を有しており、日本国内に事業所を有している法人であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく再生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。
- (4) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 国税、本社所在地の都道府県税及び市町村税を滞納していないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 1 項第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

4. 委託先選定方法

審査会において、以下の項目を基本に企画提案書の内容を審査し、候補者を選定する。なお、審査は書面審査とし、以下の審査基準を総合的に評価し、選考する。

(1) 企画提案内容（優先順位の高いものから記載）

ア 本仕様書に記載された条件をすべて満たし、業務目的の達成が期待できるか。

- イ 撮影企画について、ターゲットとする年齢層等の視聴者属性に対し、新潟県産食品の良さを訴求し興味・関心を持ってもらうために効果的な企画となっているか。
 - ウ 提案 YouTube の再生回数、チャンネル登録者数、属性などがターゲットとする年齢層等の視聴者に対して効果的に情報発信を行えるか。
 - エ 効果測定で得られる情報は十分か
- (2) 業務の実行にあたり円滑な運営が可能であること
- (3) 企画提案内容が同等である場合、見積価格が低額であること。

5. スケジュール（予定）

募 集 開 始：令和3年8月2日（月）
質 問 締 切： 8月10日（火）17：30（必着）
質 問 回 答： 8月17日（火）
応募書類提出期限： 8月26日（木）17：30（必着）
候補者の決定通知： 9月上旬

6. 提出書類

- (1) 参加申込書（様式1：原本1部郵送）
- (2) 提案書（様式任意：電子データでの提出可）
下記に記す内容について記載すること
 - ・提案 Youtuber の基本情報（登録者数、登録者属性、平均視聴回数等）
 - ・動画構成案（撮影企画案、想定再生回数等）
 - ・過去のプロモーション事業などの業務実績
※過去地方自治体や企業などで同様の事業を行った際の実績（実施効果、動画の URL 等）について記載すること
 - ・効果測定案
- (3) 企業概要（様式任意：電子データでの提出可）
- (4) 見積書（様式任意：原本1部郵送）

7. 質問事項

本要領及び企画提案仕様について不明な点がある場合は、以下の方法により質問すること。

- (1) 質問方法
質問書（様式2）を電子メールにより提出すること。
- (2) 提出期限
令和3年8月10日（火）17：30（必着）
- (3) 回答方法
令和3年8月17日（火）に、本プロポーザル案内ページに掲載する。

8. 留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る提案料のお支払いはいたしません。
- (2) 提案物の返還及び審査内容の公開はいたしません。
- (3) 契約候補者と NICO が協議し、委託業務に係る仕様を確定させたうえで契約を締結します。仕様書の内容は、提案された内容が基本となりますが、協議により最終的に決定します。なお、協議が不調に終わった場合には、次点の者と協議・契約する場合があります。